

保険・年金 フォーカス

EIOPA がソルベンシー II の 2020 年レビューに関する意見を EC に提出(4) — 助言内容(報告と開示) —

常務取締役 保険研究部 研究理事
ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一
TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

EIOPA (欧州保険年金監督局) が 2020 年 12 月 17 日に、EC (欧州委員会) にソルベンシー II レビューに関する意見を提出したと公表¹した。このテーマに関する初回のレポートでは、この EIOPA の意見書の全体概要と、Insurance Europe 及び AMICE の意見表明、さらに保険業界とは異なるスタンスからの批判的な意見を有する欧州議会議員の意見の内容を報告した。また、前々回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「長期保証 (LTG) 措置及び株式リスクに関する措置」について報告した。また、前回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「技術的準備金」、「自己資本」、「SCR (ソルベンシー資本要件)」及び「MCR (最低資本要件)」について報告した。

今回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「報告と開示」について報告する。

2—EIOPA の意見書からの助言—報告と開示

助言は、定期監督報告書及び SFCR (ソルベンシー財務状況報告書) の予想される内容の合理化と明確化を提案し、保険会社がそのような報告書の負担を軽減する任務を遂行し、より目的に適合したものにし、異なる報告要件間の重複を回避し、公平な競争の場を確保することを支援することを目的としている。

報告が比例し、リスクベースの監督をサポートすることを確実にするために、監督者への定期監督報告の提出頻度の変更も提案されている。

なお、意見とともに、EIOPA は、報告及び開示に関する ITS (実施技術基準) の将来の修正で実施されると予想される修正を公開している。これには、一部のテンプレートの削除、リスクベースの比例したレポート要件を促進するための既存のリスクベースの臨界値の改訂、及び監督上の問題にとつ

¹ https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times_en

て重要であると評価された新しい情報の組み込みが含まれている。

1 | 監督上の報告及び開示に関する一般的な問題

例えば、以下の勧告や提案を行っている。

(1) 欧州委員会への勧告

EIOPA は、欧州委員会に対して、①デジタルファイナンス戦略の実施と発表された監督データ収集戦略の開発を継続する、②集団投資会社の情報の領域に優先順位を付ける、③金融業界のセクター全体でのレポートフレームワーク間の重複及び不整合の他の領域の特定を促進し、効率的なデータ共有フレームワークに不可欠なデータ標準化の基盤に取り組み続ける、ことを勧告している。

(2) 四半期報告

四半期報告に関しては、第 4 四半期の報告要件を維持するものの、四半期ごとのテンプレートの範囲を削減する。

(3) 報告及び開示の期限

報告及び開示の期限に関して、各会計年度末等から、①年次個別監督報告は 16 週間、四半期ごとの個別報告は 5 週間、②単体の SFCR の開示は 18 週間、グループ SFCR は 24 週間に 4 週間延長、等している。

(4) その他

- ・特定のビジネスモデルに関しての情報要求を導入する。
- ・新しく、国境を越えるビジネス、サイバーリスク及び生命保険と損害保険の両方の商品ごとの情報を導入する。
- ・内部モデルを使用する会社の標準式の数値を定期的な監督報告に含める（ただし、これは公衆開示の一部ではないため、SFCR の一部ではない）。

7.1 EIOPA は、欧州委員会が次のことを行うよう勧告している。

- a. デジタルファイナンス戦略の実施と発表された監督データ収集戦略の開発を継続する。これには、国内及び欧州の関連する管轄当局による欧州の報告フレームワーク内で既に報告されたデータの使用を明確にし、促進する潜在的な法改正が含まれる。
- b. 管轄当局間でこの情報を共有できるようにする適切な法的規定を提案しているために、この分析では集団投資会社の情報の領域に優先順位を付ける。
- c. 金融業界のセクター全体でのレポートフレームワーク間の重複及び不整合の他の領域の特定を促進し、関連する監督当局及び規制当局と協力して、効率的なデータ共有フレームワークに不可欠なデータ標準化の基盤に取り組み続ける。

7.2 四半期報告に関して、EIOPA は次のことを提案している。

- ・Q4（第 4 四半期）を報告する要件を維持する。
- ・四半期ごとのテンプレートの範囲を次のように減らす（将来の ITS で実装される予定）。
 - 一部のセルを削除して、オープンデリバティブのテンプレートを簡素化（S.08.01）
 - デリバティブ取引のテンプレートを削除（S.08.02）
 - 移行措置に関する情報を削除することにより、生命保険技術的準備金のテンプレートを簡素化

(S.12.01)

- 移行措置に関する情報を削除することにより、損害保険技術的準備金のテンプレートを簡素化 (S.17.01)

この提案は、ソルベンシー II 指令又は委任規則の修正を必要としない。

7.3 報告及び開示の期限に関して、EIOPA は以下を提案している。

- ・ 移行期間に関するソルベンシー II 指令の第 308b 条第 5、6、7 及び 8 パラグラフを削除する。
- ・ 2019 年中に適用される報告期限に合わせて、年次監督報告期限を修正するが、稼働日ではなく週を参照する。つまり、年次個別監督報告の場合は 16 週間、四半期ごとの個別報告の場合は 5 週間とする。
- ・ 会社の会計年度末から 18 週間以内に SFCR を開示するよう会社の要件を修正し、グループ SFCR の開示期限を 24 週間以内に自動的に延長する。これは、ソルベンシー II 貸借対照表の監査の提案にも対応している。
- ・ 単一 SFCR にはグループレベルの SFCR と単体レベルの SFCR の両方が含まれ、単体 SFCR には 2 つの特徴的な部分 (1 つは保険契約者と受益者用、もう 1 つは他の金融ユーザー用) が提案されており、グループ SFCR は他の金融ユーザー向けの部分のみを有する。
 - 単一 SFCR の保険契約者セクションの期限を単体 SFCR の期限に合わせる、つまり 18 週間 (現在の 14 週間+現在単体レベルで提案されている 4 週間の延長)。
 - 単一 SFCR の他の金融ユーザーセクションの期限をグループ SFCR の期限 (24 週間) に合わせる。
- ・ ソルベンシー II 指令は、SFCR の開示期限が、上場 (公開) 企業の場合の通常の見直し年次報告財務諸表の開示よりも早くはならないという状況も予見する必要がある。
- ・ EIOPA は、グループの監督上の報告のために 6 週間の遅延を維持することを提案している。

7.4 上記の変更を実施するために、委任規則第 312 条 (1) に修正が提案される (委任規則の条の修正に関する完全な提案については、分析背景文書の付録 7.1 を参照のこと)。

7.5 報告通貨に関して、EIOPA は現状を維持し、アプローチを変更するのではなく、元の通貨のみが報告されるテンプレートで報告通貨の合計を要求することを提案している。

7.6 監督当局が通貨の報告を要求する可能性がある場合、運用の観点から 2 つの列が必要になる。1 つは契約上の通貨を識別し、もう 1 つは金額が報告されている通貨を識別する。

7.7 再保険会社による報告に関して、EIOPA は ITS において以下の修正を提案している。

- ・ S.16.01 の報告は、再保険会社には必要ない。
- ・ 解約価額への言及は、再保険会社に対処するべきではない。

7.8 特定のビジネスモデルに関して、EIOPA は、将来の ITS 修正で、基本情報テンプレート (S.01.02) に情報要求を導入して、ランオフビジネスを実行する会社とキャプティブ保険及び再保険会社を特定することを提案している (QRTs (定量的報告テンプレート) ドキュメント内の S.01.02 のセクションも参照)。

7.9 報告パッケージで特定されたギャップに関して、EIOPA は、ITS で以下の修正 (将来実装される予定) で以下の領域に関する新しい情報を導入することを提案している。

- ・国境を越えるビジネス（QRT 文書の S.04 に関する提案を参照のこと）；
- ・サイバーリスク（QRT 文書の新しいテンプレートの提案を参照のこと）；
- ・生命保険と損害保険の両方の商品ごとの情報（S.14 を改善し、QRT 文書の損害保険の新しいテンプレートの提案）

上記の提案に基づいて、EIOPA はその任務に従って ITS の修正を提案している。

7.10 EIOPA はまた、委員会に以下の修正を提案している。

- ・内部モデルを使用する会社の標準式の数値をテンプレート S.25.01、テンプレート S.26s 及び S.27 の定期的な監督報告に含めることを想定したソルベンシー II 指令第 112 条 (7)。内部モデルユーザー向けの標準式情報を含むテンプレート S.25.01、S.26、及び S.27 は、公衆開示の一部ではないため、SFCR の一部ではない。

ソルベンシー II 指令の第 112 条 (7) の修正案は次のとおりである。

「内部モデルを使用することについて監督当局から承認を受けた後、保険及び再保険会社は、理由を述べた決定によって（削除）、監督当局に、サブセクション 2 に記載されたように標準式に従って決定されたソルベンシー資本要件の見積もりを提供することが要求される。」

- ・国境を越えた活動に関する情報交換の目的の観点から現実に適応するためのソルベンシー II 指令第 159 条（完全な提案については、分析背景文書の付録 7.3 を参照）

2 | ソルベンシー財務状況報告書 (SFCR)

EIOPA は、SFCR の一般的なアプローチに関して、以下の修正案を提案している。

- ・保険契約者に宛てた SFCR の部分を、他のユーザー（専門家など）に宛てた部分と区別する。
- ・保険契約者向けのセクションに、ハイレベルの内容を提供する。これはグループレベルでは要求されない。
- ・報告書の構造を 5 つから 4 つのセクション（ビジネスとパフォーマンス、ガバナンスシステム、ソルベンシー目的の評価、資本管理とリスクプロファイル）に修正し、開示を要求された情報を合理化する。
- ・比例性を考慮した感応度に関する情報の標準化を導入する。
- ・キャプティブ保険及びキャプティブ再保険会社に適用される特定の要件を明確にする。
- ・最小監査又は同様の要件を導入する。

(1)SFCR の構造と内容の修正

EIOPA は、SFCR の 2 つの異なる部分を導入している。1 つは保険契約者向けで、もう 1 つは他のユーザー（専門家など）向けである。SFCR の構造と内容に関するさらなる修正が導入され、保険契約者と受益者に向けられた新しいセクションの構造と内容が提案され、他の利害関係者に向けられた部分の重要な合理化が提案されている。SFCR は、平均的な保険契約者が入り込めないと強く批判されてきたため、特に保険契約者向けのハイレベルの内容のセクションを義務付け、レポートの構造を合理化している。

なお、削減とともに、持続可能性リスクと ESG 及び気候変動関連の問題への言及、LTG 関連情報

及び感応度情報の標準化についての内容の追加等も行われている。

(2)感応度に関する情報の標準化

株式市場 (+/-25%)、リスクフリーレート (+/-50bps)、債券投資の信用スプレッド (+/-50bps)、不動産価額 (+/-25%) をカバーする標準化された感応度テストが導入される。さらに会社は、リスクプロファイルに適した他のテストの結果を開示するよう求められる。

(3)監査要件等の導入

一部の国では、ソルベンシー II の貸借対照表を外部監査にかけることを保険会社に常に要求してきたが、EIOPA は、SFCR のソルベンシー II 指令で監査又は同様の要件が必須になることを提案している。これにより、少なくともソルベンシー II の貸借対照表が全ての加盟国で同様のレベルの保証の対象となることが保証される。この取り組みにより、貸借対照表の財務情報がそれぞれの規則や規制に準拠することに関する信頼度が高まることになり、開示された情報の信頼性と比較可能性を向上させることができるとしている。この要件は、単体、グループ及び単一 SFCR に適用される。

7.11 SFCR の一般的なアプローチに関して、EIOPA はソルベンシー II 指令の次の修正案を提案している。

- ・保険契約者に宛てた SFCR の部分を、他のユーザー（専門家など）に宛てた部分と区別する。
- ・保険契約者向けのセクションに対するハイレベルの内容を提案している。
- ・報告書の構造を 5 つから 4 つのセクション（ビジネスとパフォーマンス、ガバナンスシステム、ソルベンシー目的の評価、資本管理とリスクプロファイル）に修正し、開示を要求された情報を合理化する。
- ・比例性を考慮した感応度に関する情報の標準化を導入する（ギャップのセクションも参照）。
- ・キャプティブ保険及びキャプティブ再保険会社に適用される特定の要件を明確にする。
- ・最小監査又は同様の要件を導入する（監査セクションも参照）。

7.12 グループレベルでは、保険契約者に対応する報告書のセクションを除いて、上記の修正がまた適用される。この場合、EIOPA は、グループレベルではそのセクションは不要であると提案している。

7.13 単体 SFCR の内容に関して、EIOPA は、単体 SFCR の委任規則に次の修正を提案している。

- ・SFCR の構造と内容に関する修正、保険契約者と受益者に向けられた新しいセクションの構造と内容の提案及び他の利害関係者に向けられた部分の重要な合理化の提案
- ・保険契約者に対応するセクションでは、国境を越えたビジネスの場合、言語要件も提案されている。
- ・内容の改訂により、重要な削減だけでなく、いくつかの追加も行われた。持続可能性リスクと ESG 及び気候変動関連の問題への言及、LTG 関連情報及び感応度情報の標準化
- ・情報がパブリックドメインで既に利用可能である場合、他の報告書が参照される可能性があるというメッセージを導入
- ・他の利害関係者に宛てたセクションの要約の削除
他の利害関係者は殆どがプロのユーザーであり、要約はこれらの宛先にはあまり役に立たない。
- ・SFCR の移行期間が間もなく満了するため、移行契約に関する要件の削除

7.14 グループレベルでの SFCR の内容に関して、EIOPA は、グループ SFCR 及び単一 SFCR の委任

規則に対する以下の修正を提案している。

- 単体 SFCR の構造と内容に関する修正は、必要な変更を加えて適用される（保険契約者向けのセクションを除き、ソルベンシー II 指令の修正で言及されている）。
- 合理化されたグループ固有の情報の内容
- 要約を開示するための要件の削除
- 単一 SFCR は、子会社の一部については、保険契約者に宛てた部分を含むべきであり、この部分は以前に公開されるべきであるという明確化（単体の場合）。

7.15 上記の変更を実施するために、EIOPA は、グループ SFCR 及び単一 SFCR の委任規則の第 296 条の修正を提案している。

7.16 EIOPA はまた、上記の修正及び保険契約者と受益者に宛てられた SFCR の一部の構造を定義する新しい附属書 XXa（分析背景文書の附属書 7.2 にも含まれる）に続いて、委任規則の現在の附属書 XX の改正を提案している。

7.17 特に感応度に関する追加情報を目指して、EIOPA は以下を提案している。

- 金融安定性の目的に関連するグループ／会社に対してのみ、この標準化を要求することを目的として、EIOPA ガイドラインを参照して比例性を考慮した感応度に関する情報の標準化を導入するソルベンシー II 指令の修正
- そのような要件を実装するための単体及びグループ SFCR の委任規則の修正：
 - SCR 比率、SCR 金額及び SCR 金額をカバーするための適格自己資本の感応度分析を含める。
 - 経済的前提に対処する感応度の低下したセットを含むが、今のところ非経済的前提は含まない。
 - 株式市場（▲25%）
 - 株式市場（+ 25%）
 - リスクフリーレート（▲50bps）
 - リスクフリーレート（+ 50bps）
 - 債券投資の信用スプレッド（▲50bps）
 - 債券投資の信用スプレッド（+ 50bps）
 - 不動産価額（▲25%）
 - 不動産価額（+ 25%）
 - 会社はさらに、リスクプロファイルをより適切に反映する一連の感応度分析を提示し、実行された感応度の背後にある理由を説明することができる。

7.18 単体 SFCR の利用可能性と技術的フォーマットに関して、EIOPA は、以下を要求する委任規則第 301 条に追加の要件を導入することを勧告している。

- SFCR の 2 つの部分参照するためのマイナーな修正
- パラグラフ 6 では、関連するテキストと番号の検索機能の適用を可能にする、ポイント 1、2、4 及び 6 で参照される報告書の特定の技術フォーマットを要求
- SFCR が電子的に公開され、定量的報告テンプレートの下で監督当局に提出するために保険及び再保険会社に要求する新しいパラグラフ。SFCR が Web サイトで既に利用可能である（又は期限内に）正確な場所。次の 3 年間に変更があった場合に備えて、会社が場所に関する情報を更新し続け

ることを要求する。

- ・ウェブサイト内の **SFCR** のそのような正確な場所は、監督当局及び **EIOPA** 又はパラグラフ 6 に従って提出された **SFCR** 情報によって、対応する **SFCR** から基礎となる情報を収集、抽出、分析及び公開するために使用される可能性があることを示す新しいパラグラフ、定量的報告テンプレートからの情報を含む。情報の正確性、特に開示された情報と監督当局に報告された情報との間の一貫性に対する責任は、会社にある。

7.19 **RSR** の技術フォーマットに関して、**EIOPA** は、委任規則第 312 条に追加の要件が導入されることを勧告している。

- ・関連するテキストと番号の検索機能の適用を可能にする、第 312 条 (1) (a) 及び (b) で言及されている情報を提出するための特定の技術フォーマットを要求する。

7.20 **EIOPA** は、**SFCR** の利用可能性と技術フォーマットの技術的実装及び関連するレベル 3 ガイダンスと技術文書での定期監督報告 (**RSR**) 要件をさらに指定する。

7.21 **EIOPA** は、ソルベンシー II 指令に監査又は同様の要件を導入することを提案している。これにより、少なくともソルベンシー II 貸借対照表が全ての加盟国で同様のレベルの保証の対象となることが保証される。この取り組みにより、貸借対照表の財務情報がそれぞれの規則や規制に準拠することに關する信頼度が高まるはずである。この提案は、単体、グループ及び単一 **SFCR** に適用される。

7.22 監査又は同様の要件に関して、**EIOPA** はソルベンシー II 指令に次の修正を提案している。

- ・貸借対照表を監査又は監督当局に提出された報告書とともに関連する加盟国によって決定された同様の要件の対象とするために、最低限、キャプティブ保険及びキャプティブ再保険会社以外の保険及び再保険会社に要求する新しい条項の導入；
- ・キャプティブ保険及びキャプティブ再保険会社の場合、加盟国は監査要件を適用するかどうかを決定できるようにする必要がある。

7.23 ソルベンシー II 指令及び委任規則の修正に関する詳細な提案は、分析背景文書の付録 7.2 に含まれている。

3 | 定期的な監督報告 (**RSR**)

例えば、以下の勧告や提案を行っている。

(1) **RSR** の頻度と期限

3 年に 1 回の完全な **RSR** の提出の最小要件を維持するとともに、一般的な比例原則のフレームワークへのリンク、**NSA** が適切な場合に完全な報告書を要求する可能性を含めるとともに、**SFCR** の発行に合わせて、提出期限を 18 週間に延長する。

(2) 内容と構造

報告書が初めて提出されるとき（新会社又はいくつかの重要な変更後）及び継続的に含まれる **RSR** の要素を明確にするとともに、**RSR** をさらに簡素化及び合理化する（静的情報と動的情報の区別、**ORSA**（リスクとソルベンシーの自己評価）との重複を削減、**QRT** によって完全に又は部分的にカバーされている情報の削除等）。

一方で、グループレベルでは、重要なグループ内アウトソーシングの取り決めに関する情報等の新しい要件も追加する。

また、委任規則の条項が「完全な説明 (full description)」に言及している場合に何を期待するかについての期待を明確にするためのガイドラインを発行することを提案している。

EIOPA は、単一の SFCR を開示するグループが、いくつかの条件の下で、単一の RSR を監督者に報告できるようにすることを提案している。

7.24 RSR の頻度と期限に関して、EIOPA は、委任規則第 312 条で次の修正を提案している。

- 一般的な比例原則のフレームワークへのリンクを含める。
- NSA が適切な場合に完全な報告書を要求する可能性を含める。
- SFCR の発行に合わせて、期限を 18 週間に延長する。

7.25 EIOPA は、3 年に 1 回の完全な RSR の提出の最小要件を維持することにより、監督上のコンバージェンスを達成するための L3 ツールを導入し、この可能性を議論された一般的な比例フレームワークにリンクすることを提案している (第 8 章を参照)。

7.26 RSR の内容と構造に関して、EIOPA は委任規則の次の修正を提案している。

- 報告書が初めて提出されるとき (新会社又はいくつかの重要な変更後) 及び継続的に含まれる RSR の要素を明確にする。
- RSR をさらに簡素化及び合理化する。
 - 重要な変更に焦点を当てる-静的情報と動的情報の区別
 - ORSA との重複を減らし、ORSA でカバーされていない場合に適用できる情報を明確にする。
 - QRT によって完全に又は部分的にカバーされている情報を削除する。
- SFCR で提案された修正 (ビジネスとパフォーマンス、ガバナンスのシステム、ソルベンシー目的の評価、資本管理とリスクプロファイル) に沿って報告書の構造を 5 から 4 セクションに修正し、報告書に必要な情報を合理化する。
- 第 314 条を削除-移行情報の要件

7.27 グループレベルでは、上記の修正も適用されるが、新しい要件もある。重要なグループ内アウトソーシングの取り決めに関する情報。さらに、要求された情報の一部は、グループレベルでの自己資本の利用可能性の評価を可能にするのに適切なものでなければならないことを明確にする必要がある。

7.28 EIOPA は、委任規則の条項が「完全な説明 (full description)」に言及している場合に何を期待するかについての期待を明確にするためのガイドラインを発行することを提案している。委員会がそのような明確化が委任規則で定義されるべきであると信じる場合、EIOPA は完全な説明に対処する条項が現在の説明を基礎として使用することによって別々に追加されることを勧告している。

7.29 単一の RSR の可能性に関して、EIOPA は、以下の条件下で単一の RSR の提出を許可する新しい条項を提案している。

- 公正に正当化された場合に拒否できる、関係する NSA による合意が必要となる。承認され、その内容が単独の監督者にとって満足のいくものでない場合、承認を取り消すことができる。

- ・カレッジのレベルで合意された場合、各 NCA に単一の RSR を提出するのは各単独保険会社の責任であり、各 NCA は、単一の RSR があつたかのように、関連する子会社に関する単一の RSR の特定の部分を監督する権限を持ち続ける。コンプライアンス違反の問題はカレッジと共有されるため、子会社への要求は同時にグループの監督者によって親会社に提出される。
 - ・グループ内の子会社の情報は個別に識別可能である必要があり、各子会社は単一の RSR で明確に識別される特定のセクションを持っている必要がある。これにより、対象となる子会社に関する情報が少なくなることはない。
 - ・フォーマット：単一の RSR (RSR として) は、人間が読める形式で送信する必要がある。つまり、テキストと数字の検索機能を備えた PDF ファイルで送信する必要がある。
 - ・言語：グループ監督者によって決定された 1 つ又は複数の言語での単一の定期的な監督報告書。監督者が複数の加盟国の監督当局で構成される場合、グループ監督者は、関係する他の監督当局及びグループ自体に相談した後、単一 SFCR の場合と同じように、追加の言語にしかかなり得ない監督カレッジで合意されているように、関係する他の監督当局によって最も一般的に理解される別の言語での報告を要求することができる。単一の定期的な監督報告の対象となる子会社のいずれかが、公用語がその報告が報告されている言語と異なる加盟国に本社を置いている場合、関係する監督当局は、その子会社に関連する情報をその加盟国の公用語に翻訳した報告書に含めることを要求する場合がある。
 - ・締め切りはグループ SFCR と同じである。RSR の情報は、SFCR の情報を補完する。つまり、SFCR の公開前に RSR を受け取ると、付加価値が低下する。単一の SFCR の場合、保険契約者に宛てられた部分のみが、単独の期限内に公開される必要があることに注意する必要がある。
- 7.30 整合性の理由から、ソルベンシー II 指令第 35 条は、現在委任規則第 304 条でのみ導入されている RSR の概念を導入するように修正される可能性がある。
- 7.31 単一の RSR を実装するために、EIOPA は委任規則に次の修正を提案している。
- ・単一の RSR の構造と内容に関する新しい条項
 - ・締め切りはグループ SFCR と同じ
 - ・単一の RSR の言語要件を含めるための第 374 条の修正
- 7.32 ソルベンシー II 指令及び委任規則の修正に関する詳細な提案は、分析背景文書の付録 7.1 に含まれている。

3—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシー II の 2020 年のレビューに関する EIOPA の意見書の中の助言内容のうち、「報告と開示」について報告してきた。

これらの見直しによって、次回のレポートで報告する「比例性」の適用拡大により、小規模の保険会社等の負担は軽減される可能性が高いが、内部モデルを適用している大規模で複雑な保険会社については、内部モデルの信頼性の確保を図るために、その情報収集を進める目的で、より一層の報告を

求められていくことになることが想定されている²。

次回のレポートでは、「比例性」に関する助言内容について報告する。

以 上

² EIOPA は、2020 年 10 月 2 日に、ソルベンシー II における内部モデルの分散化に関する欧州全体での比較研究を開始すると公表し、この比較研究のためのデータ要求等を行っている。この内容については、保険年金フォーカス「[EIOPA がソルベンシー II における内部モデルの分散化に関する調査を開始](#)」(2020.10.21) で報告した。